中央教育審議会地方文化財行政に関する特別部会資料

「文化財の保存と活用を 地域振興のための車の両輪に」

平成29年10月18日 奈良県知事 荒井正吾

内容

- 1 知事部局への教育・スポーツ・文化行政部署の設置
- 2 奈良県の文化資源活用に関する取組
- 3 文化財の保存と活用についての奈良県の考え方
- 4 中間まとめに対する奈良県の意見

知事部局の教育・スポーツ・文化行政部署の設置

・最近までの教育、スポーツ、文化行政分野における都道府県知事部局の役割重視の動きに対応し、県組織の改編を行ってきた。

地方教育行政の組織及び運営に 関する法律改正(H2O)

スポーツに関すること、文化に関することを首長部局でも実施可能に

地方教育行政の組織及び運営に 関する法律改正(H27)

地方公共団体に総合教育会議を設置

地方公共団体の長は、総合教育会議に おいて教育委員会と協議し、地域の実情 に応じた教育、学術及び文化の振興に関 する総合的な施策の大綱を策定

奈良県の取組

知事部局にスポーツ振興課を設置(H20) (成果は)

- 奈良マラソンの実施
- •県スポーツ推進計画の策定(H25, 3)

知事部局に教育振興課を設置(H25) (成果は)

- · 県教育振興大綱の策定(H28.3)
- •「県・市町村教育サミット」の開催(本県独自の取組) 県・県教育長・市町村長・市町村教育長が一堂に会し、教育 施策推進について意見交換(年2回開催)

知事部局に文化資源活用課を設置(H27) (成果は)

- ·県文化振興大綱の策定(H29.3)
- 文化振興有識者会議を設置(青柳正規座長)
- (仮称)奈良県国際芸術家村構想等検討委員会を 設置(佐藤禎一委員長)

教育の振興に関する大綱とは別に、奈良県文化振興大綱を策定

- ・奈良県は、平成27年4月の、地方教育行政の組織及び運営に関する法律改正に基づき、 平成28年度において、文化芸術基本法に規定される県の責務を参酌して、「奈良県文化 振興大綱」を策定。
- ・我が国の文化振興、文化政策に関わる基本法として平成13年に制定された、文化芸術基本法第4条には、文化芸術における地方公共団体の責務について、「地方公共団体は、(同法の)基本理念に則り、文化芸術に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と規定。
- ・奈良県は、文化芸術基本法及び奈良県文化振興大綱に基づき、本県の有する多くの文化 財を活用した文化芸術振興に取り組んできた。

「文化の力で奈良を元気に」を旗印に、社寺を活用した 様々な文化イベントを実施

・奈良県大芸術祭を毎年9月~11月に開催(平成26年から)。音楽や美術、演劇などの様々な分野の文化芸術イベントを社寺や街中などのオープンスペースで実施。

今年で4回目 催事数808イベント



奈良県大芸術祭

•「ムジークフェストなら」と名付けた音楽祭を毎年6月の約2週間、 社寺・会館を舞台に開催(平成24年から)。

今年で6回目 公演数251公演 参加人数12万人超



ムジークフェストなら

国民文化祭・障害者芸術文化祭を全国で始めて一体開催。 (平成29年9月~11月)



国民文化祭 · 障害者芸術文化祭

歴史文化資源データベースの構築

地域が大切にしたいと考えている歴史文化資源のデータベースを構築し、ホームページ「いかす・なら」で「出会う」「楽しむ」「深める」「活かす」の視点で歴史文化資源の情報を順次公開。

歴史文化資源の本質を理解し、説明できる能力の向上

歴史文化資源の本質の理解は、大変難しいことである上、その本質を踏まえて、説明を受ける人のレベルに応じて分かりやすく説明することもまた難しいことである。 このような説明力の向上のための取組を始めている。

奈良の仏像海外展示

- ・2020年の東京オリンピック・パラリンピックを契機に日本の文化の源流を発信すべく、 奈良の仏像等を2019年に欧州の著名な美術館・博物館で展示する予定。
- •開催主体:奈良県
- 開催時期: 2019(平成31)年
- ・開催場所:ギメ東洋美術館(フランス・パリ) 大英博物館(イギリス・ロンドン)



ギメ東洋美術館 引用: 秋山光和編著『世界の美術館14 ギメ東洋美術館』講談社,1965

・文化財活用や社会教育・学校教育等の推進拠点として、(仮称)奈良県国際芸術家村を開設し、専門的技術者・人材育成や、幼少期から本物の文化・芸術に触れ、体験することなど、文化財の活用を通して保存継承の機運醸成を推進。

文化資源の「活用」

(仮称) 奈良県国際芸術家村

総合的・一体的に施策展開

文化財の「保存・修復」

> 文化資源の活用・交流の拠点

- ・文化財修復現場の公開・解説
- ・国宝、重文を含む歴史文化資源の展示
- ・郷土教育、生涯教育、就学前教育など学習・交流
- ・国際会議などMICEの誘致、多言語情報発信強化、 世界遺産教育など地域交流(ACCU連携)
- ・大学等のセミナーハウスとしての活用



「修復観光」「教育・交流」「関心喚起」「理解・認識の深化」

・歴史文化資源を題材とする高校生等 への教育やセミナー等を通じた生涯 の機会の提供を行うハブセンターと して活用





> 文化資源の保存・修復の拠点

- ・県文化財保存事務所(建造物)、 天理市文化財課(考古)の移転
- ・選定保存技術保存団体(仏像、絵画等)の誘致
- ・ユネスコ・アジア文化センター 文化遺産保護協力事務所の誘致



「伝統技術の承継」

文化財を名実ともに県民全体の財産へ



>人材育成の拠点

- ・文化財修復技術の伝承、人材育成
- ・大学生の受け入れ (有給インターン等)
- ・国際的な人材養成(ACCU連携)



「後継者確保」

これからの文化財保護体系検討会議の設置

- ・平成29年3月の、歴史文化資源活用に力点を置いた「奈良県文化振興大綱」の策定・実行、及び、平成32年度中に予定している、文化財修復を中心事業とする(仮称)国際芸術家村の開設を踏まえ、「これからの文化財保護体系」検討の必要性から、教育委員会において有識者からの意見の聴取を開始。
- このような議論開始の背景には、これまでの文化財保護行政が保存に偏重してきたこと、 日本の文化財をより深く理解した訪日外国人の増加など、文化財を取り巻く社会情勢の変 化に対応するため、保存と活用を対立概念ではなく、「車の両輪」として捉える必要がある などの考え方がある。
- ・本年10月10日に第1回会合を行った「これからの文化財保護体系検討会議」では、「これからの奈良県にふさわしい文化財の保存と活用」をテーマに議論を始めた。
- •同会議においては、平成30年2月頃、体系素案をまとめる予定。
- ・同会議に参加していただいた委員の名簿は次のとおり。

く参考>

これからの文化財保護体系検討会議委員

〇文化行政、文化資源

青柳 正規 (奈良県文化政策顧問)

〇建造物

鈴木 嘉吉(日本建築史研究者)

〇美術工芸

根立 研介(京都大学教授)

〇史跡・埋蔵文化財

菅谷 文則(奈良県立橿原考古学研

究所長)

〇文化行政、文化経営

小林 真理(東京大学教授)

〇観光•地域

中野 聖子 (NPO法人なら燈花会の

会会長)

〇経営・地域

松本 伸之(奈良国立博物館館長)

〇最新技術

宮廻 正明(東京芸術大学教授)

文化財の保存と活用についての奈良県の考え方

奈良県文化振興大綱推進にあたっての課題

- ・奈良県文化振興大綱は、「歴史文化資源活用分野」と「芸術文化振興分野」に力点を置い て推進することとしたが、従来からの芸術文化振興に加え、文化資源活用に力点を置いた のが特徴。
- ・同大綱に文化財の保存の考え方が含まれていないのは、文化財の保存が県の責務にな っていないからである。よって、文化財保存の考え方を含まない文化振興大綱を策定。

これまでの文化財保存に関する議論の今後の展開①

- ・県には、文化財保存についての責任が与えられてこなかったので、整理された考え方は 持ち合わせていないが、これまでの文化資源活用の取り組みの経験からして、次のよう な問題意識を持っている。
- •文化財の把握 地域の文化財の、未指定分を含めた悉皆的調査とデータベースの整備が必要ではない

か。

- 保存の担い手

文化財保存に従事する人材の配置場所をどうするか(文化財保存人材の保存と活用)、 保存人材の能力を上げるための養成・研修プロセスをどう構築するのか。

文化財の保存と活用についての奈良県の考え方

これまでの文化財保存に関する議論の今後の展開②

- 保存修理の実践の見える化

文化財修理保存が、どのように行われるのかについては、見えないところも多い。後世の 参考に、また人材育成の観点から、保存修復過程の公開・活用を図るべきではないのか。

- 保存修理過程の合理化 - 標準化

保存修理は、職人芸で行われることも多いが、人材育成の観点からの合理化・標準化が必要ではないのか。文化財の劣化・損傷判定の標準化、適切な修理周期の確立と長寿命化、発掘調査手法の標準化なども必要。

・修復の考え方の整理

保存と対立する修復について、トレーサビリティ(どのように修復したか分かる)、トランスペアレンシー(修復したプロセスが他人に分かる)、アカウンタビリティ(修復をした考え方が説明できる)の考え方を確立できると、凍結保存の呪縛から脱却できる。

・文化財の所有者との関係

無住社寺の文化財の扱い、重要文化財個人民家の扱い、私有文化財の防犯、防災、防火の取り組みをどのように行うのか。

・地域の文化財保存の担い手

市町村教育委員会文化財保存分野の足腰は弱すぎる。地域の文化財保存のリーダー、コーディネーターをどう育てるのか。

文化財の保存と活用についての奈良県の考え方

文化財の保存と活用の体系的関連付けについて

- これまで文化財の保存と活用を体系的に関連づける哲学は存在してこなかった。これからは文化財の保存と活用を車の両輪として捉え、体系化を図るべきではないか。
- 文化財の保存と活用を体系的に関連づけするためには、文化財の保存とは何なのか、文化財の活用とはどういうことか、両者をどのように結びつければ良いのかについて、より深い考察が必要と思われる。
- 文化財を文化資源として捉え、文化財を「地域振興の元手」に、「国際間の相互理解の船頭」に、「現代人が過去の歴史の本質を理解し、未来を築く燈明」として活用するためには、文化財の保存と活用を対立する別世界の概念として考えずに、地域振興のための車の両輪とすることが必要。

中間まとめについての奈良県の意見

(提出済みの中間まとめへのパブリックコメントをもとに作成)

- ・奈良県では既に文化財を含む文化資源の活用施策を知事部局において実施することで、着実かつ効果的に施策を推進。
- ・この実績から、私たちは知事部局でも文化財保存の取組を行えるようにし、活用を軸とする文化財行政を推進することにより、 効果的な文化財の保存継承を行っていけると考える。
- ・地方教育行政の組織及び運営に関する法律において、文化行政について、地域の実情や住民のニーズに応じて、「地域づくり」という観点から他の地域振興等の関連行政とあわせて地方公共団体の長において一元的に所掌することができることとされているが、文化財保護はその範囲から除かれており、首長部局に事務委任や補助執行させることができるにとどまっている。
- このような状態のまま、「中間まとめ」が指向するように保存と活用を文化財保護の重要な柱として位置づけていくこととなれば、首長部局で文化財の活用を主導している現状について法令上の位置づけがかえって曖昧になりかねないことから、知事部局には車の一輪しかないようなことにならないよう、法令上の明確化を必ず行うべき。
- ・このように保存と活用を文化財保護の重要な柱として一体的に位置づけていくのであれば、この際、地域の選択で首長部局も文化財保護を担当できることとする法令改正を、 今後の検討事項として先送りすることなく、今回の文化財保護法見直しにあわせて優先 的に措置すべき。

中間まとめについての奈良県の意見

いわゆる「60日ルール」

について

- ・国宝・重要文化財について、所有者による保管施設における公開以外の公開等については、「国宝・重要文化財の公開に関する取扱要項」等により、いわゆる「60日ルール」に服することとされてきた。
- ・その見直しとして公開日数の上限を延長するに当たっては、海外の美術館・博物館と協力して展覧会を開催するなど国際交流の取組みの妨げとならないよう、海外における展覧会の通常の会期幅等をも念頭に、大幅な延長を検討すべき(たとえば原則90日とするなど)。
- ・また、「文化財活用・理解促進戦略プログラム 2020」に盛り込まれている修理現場の公開(修理 観光)の推進につなげる等の観点から、施設環 境や人的体制が整っている文化財等修復施設で ある場合については常設展示を行えるようにする など、公開日数の上限の延長にとどまらず、「60 日ルール」の適用範囲そのものを弾力的かつ抜 本的に見直すべき。

都道府県の役割

について

- ・地域に点在する文化財を観光資源などとして活用するためには、面的に文化財を把握して発信すること等が必要であり、国も平成29年6月9日閣議決定「未来投資戦略2017」などにおいて面的な整備・活用の方針が示されてきた。
- ・都道府県には、文化財保護分野において、「中間まとめ」で指摘されている市町村間の広域的な調整、補完的な役割以上に積極的な役割が求められており、具体的には、これまで市町村文化財部局が担ってきた業務そのものに関与していくことが不可欠。本県においては、知事部局に設けた文化資源活用課がデータベースの整備、情報発信等県域にわたる文化財活用の中心的役割を担ってきた。
- -このような状況の下、市町村のみではなく都道 府県をも基本計画の策定主体として位置づける ことをはじめとして都道府県の積極的な役割を 法令上明確に位置づけるべき。(奈良県文化振 興大綱には文化財保存のパートがない)

12